

令和 5 年 8 月 3 日  
地 域 行 政 部

## 次期世田谷区地域行政推進計画（素案）について

### （付議の要旨）

次期世田谷区地域行政推進計画（素案）を取りまとめたので決定する。

## 1 主旨

世田谷区地域行政推進条例第 19 条に基づき、地域行政の推進に関する施策等を進める上での基本的な考え方と施策の方向性、具体的な取組み等を明らかにする現世田谷区地域行政推進計画が令和 5 年度末をもって終了する。

令和 6 年度からの次期世田谷区地域行政推進計画について、地域行政推進委員会等の庁内検討を踏まえ、素案を取りまとめたので、報告する。

## 2 計画期間及び内容について

### （1）計画期間

令和 6 年度～令和 9 年度

### （2）計画内容

世田谷区地域行政推進計画（素案） 別紙参照

## 3 他の計画との関連について

令和 6 年度からの世田谷区基本計画との整合を図るとともに、他の行政計画は、地区・地域における取組みにおいては、本計画並びに、本計画記載の（仮称）地域経営方針との整合を図ることとし、多様化・複雑化する地域課題に対応し、分野横断的に地区・地域を支え、地域行政の目的を実現する計画とする。

## 4 今後のスケジュール（予定）

令和 5 年 9 月	D X ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会	素案報告
9 月	区民意見募集	
1 2 月	政策会議	案報告
令和 6 年 2 月	D X ・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会	案報告
3 月	計画策定	

# 世田谷区地域行政推進計画（素案）

（令和6年度～令和9年度）

令和6年4月

世田谷区

## 目 次

第1	計画策定にあたって	2
1	計画策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間と他の計画との関連	2
第2	地域の現状	3
第3	地域行政を推進する基本的な考え方	4
1	地域行政の原点	4
2	世田谷区地域行政推進条例の制定	5
3	計画の理念	6
4	地域行政の基本となる考え方	7
	(1) 地区・地域課題の解決	7
	(2) 多様なコミュニティづくりと区民参加の推進	7
	(3) 地域福祉の展開（地域包括ケアの地区展開（包括的支援体制）の充実）	7
	(4) 地域防災力の向上	8
	(5) 安全で魅力的な街づくり	8
	(6) 行政サービスの向上	8
	(7) 地域行政の運営体制の充実	8
第4	地区・地域の実態に即したまちづくりの推進	9
1	（仮称）地域経営方針	9
2	地区アセスメント	11
第5	計画期間中の施策の方向性と具体的な取組み	12
1	地区・地域課題の解決	12
2	多様なコミュニティづくりと区民参加の推進	12
3	地域福祉の展開	12
4	地域防災力の向上	12
5	安全で魅力的な街づくり	12
6	行政サービスの向上	13
7	地域行政の運営体制の充実	13
第6	資 料 （以下、現在調整中）	
	(1) 統計資料等	
	(2) 地域行政の歩み	
	(3) 区民意見募集等の実施状況	
	(4) 用語解説	
	(5) 世田谷区地域行政推進条例	

## 第1 計画策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

区は、平成3年に三層制の世田谷区独自の区政運営の手法である地域行政制度を開始しました。その後、約30年を経過する中で、少子高齢化や社会経済情勢の変化などを背景にした多岐にわたる地域課題の解決に向け、令和4年度に地域行政推進条例を制定しました。条例は、区政運営の基盤である地域行政制度の改革について必要な事項を定めることにより、区が、区政の課題の解決を図る体制を強化し、地区及び地域の実態に即した総合的な行政サービス及びまちづくりを推進し、もって安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現することを目的とし、地区がその要となるように地域行政制度の改革を推進することとしています。

本計画により、地域行政の要としての地区を地域、全区が支え、地区・地域の実態に即した総合的な行政サービスとまちづくりを推進するための施策についての基本的な考え方及び具体的な取組みを示し、着実な推進を図ってまいります。

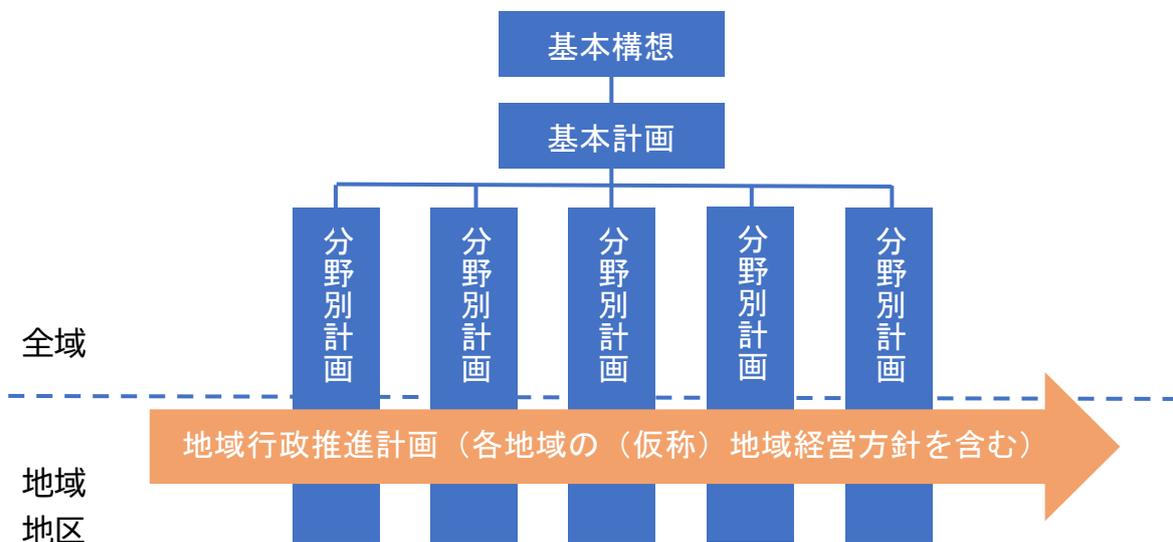
### 2. 計画の位置づけ

本計画は、世田谷区地域行政推進条例第19条に基づく計画であって、地域行政の推進に関する施策等を進めるうえでの基本的な考え方と施策の方向性、具体的な取組み等を明らかにするものです。

### 3. 計画の期間と他の計画との関連

本計画は、令和6年度から令和9年度までの計画とします。

令和6年度からの世田谷区基本計画と整合を図るとともに、他の行政計画は、地区・地域における取組みにおいては、本計画並びに、本計画に記載の（仮称）地域経営方針との整合を図ることとします。



## 第2 地域の現状

地区・地域における課題解決において大きな役割を果たしている町会・自治会等のコミュニティ組織による地域活動は、平成31年から約4年にわたるコロナ禍において、人と人との接触や移動等の制限により大きな影響を受けました。区民意識調査によると様々な制限が生じる前の平成30年の地域活動に参加している人の割合は13.4%であったところ、令和4年には12.9%となり、地域活動の土台である地域参加が弱まっている状況にあります。

コロナ禍による影響以外にも地区・地域を取り巻く環境には変化が生じています。平均世帯人数は地域行政制度が開始した平成3年の約2.16人から令和4年は約1.86人となり世帯の小規模化は顕著であり、高齢化率の高まりとともに高齢単身世帯数も増加傾向にあります。また、外国人人口は、平成3年の11,457人から令和5年には23,094人となり国際化・多様化が進展し、多言語使用も進んでいます。このような変化は人と人との関わりやコミュニケーションにも影響を与え、地域コミュニティの希薄化や地域の課題解決力の低下が危惧されています。

コロナ禍にあっては様々なイベントや会合などが縮小あるいは中止となりましたが、これを乗り越えるための新たな活動も生まれました。イベントや会合で多くの人が集えないために、オンラインによる非接触による活動の工夫が行われ、それが新たな参加やつながりを促進する側面もありました。現在は、対面での活動の再開とともに、組織・団体の役員の高齢化やノウハウの継承などの課題が顕在化しており、オンラインの良さを活かすなど新たな地域活動を模索して取り組まれています。

このような状況下での地域コミュニティづくりには、コロナ禍での経験を生かしたDX（デジタル・トランスフォーメーション）による、地区・地域への関心につながる情報の共有や、時と場所に拘束されない参加手法の創出、さらには多くの負担がなく気軽に参加できる工夫等が求められます。また、これら新しい形の地域活動を基盤として、地区・地域の課題に区民・団体・事業者の参加を得て、協働による取組みを促進するなど、地区・地域における課題解決力の向上を図っていく必要があります。

地域における行政サービスについては、各総合支所に地域振興課、区民課、街づくり課及び保健福祉センター4課の体制による総合的な行政サービスの充実や街づくりの推進とともに、くみん窓口等における窓口混雑の解消が喫緊の課題となっています。また、より区民に身近な行政拠点である地区のまちづくりセンターにおいては、まちづくり、福祉、防災をはじめとした区民生活を包括的に支援するための機能充実、地区の実情に応じた取組みのほか、区民の多様な相談や手続き支援のあり方が課題となっています。

これらの課題に対応し、多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成と安全・安心で暮らしやすい地域社会の実現を図ることが求められています。

### 第3 地域行政を推進する基本的な考え方

#### 1 地域行政の原点

区は、昭和53年の基本構想を起点として「打てば響くまちづくり」をめざし、区の制度・組織の変革について検討を開始しました。身近な区役所をめざした地域行政制度の開始までの検討の中では、3つの視点とその目的を達成するための7項目の課題を設定し、この解決を目標とし地域行政制度を構築しました。

##### <視点>

- 地域住民に密着した総合的サービスの展開
- 地域の実態に即したまちづくりの展開
- 区政への区民参加の促進

##### <課題>

- 地域課題の解決
- 行政サービスの向上
- 行政運営の適正化
- 街の整備の推進
- コミュニティづくり
- 地域福祉の展開
- 区民参加の推進

区では、平成3年の地域行政制度の発足以来、この7つの課題に対応しての不断の取組みを進めてきました。これらは長年の間に、世田谷区独自の行政制度として今日まで引き継がれています。今後も社会の変容により、地区や地域を取り巻く環境は変化していきますが、常にその時点の状況に応じた地域行政の体制や仕組みを構築していく必要があります。

## 2 世田谷区地域行政推進条例の制定

令和4年に区は、区政運営の基盤である地域行政制度の改革について必要な事項を定め、区が区政の課題の解決を図る体制を強化し、地区及び地域の実態に即した総合的な行政サービス及びまちづくりを推進し、もって安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現するため地域行政推進条例を制定しました。

条例では、まちづくりセンターを、区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点として、総合支所を、地域経営を担う地域の行政拠点として位置付けるとともに、区の責務として、地区及び地域において、区民が必要な行政サービスを利用することができる環境の整備、区民が区政に関する意見を述べることができる環境の整備とともに、区民がまちづくりに取り組むための必要な支援を行うことを定めています。

また、区の責務を果たすうえで、まちづくりセンターが、区民生活に寄り添い、区民から頼りにされる行政拠点としてその機能の充実強化を図り、総合支所が、地域を経営する機能を強化し、本庁が、地域行政制度の意義や目的を踏まえた区政運営に取り組むための基本方針を定めました。

### <基本方針>

- まちづくりセンターは、区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点として、多様な相談及び手続きに対応する窓口を担うとともに、地区の実態に即した取組みの実施やまちづくりの支援を行います。
- 総合支所は、地域の行政拠点として、所管する業務の専門性を生かして、地域の実態を把握し、地域における社会資源を活用することにより、計画的に地域の課題の解決に当たる地域経営を担うとともに、まちづくりセンターの取組みの支援を行います。
- 本庁は、社会状況の変化や地域経営の内容を踏まえた施策の立案等を行い、まちづくりセンターや総合支所と情報を共有し、一体となって施策を実施するとともに、適切な政策手法の活用と資源の配分を行うことにより、効率的かつ効果的な区政運営を行います。
- まちづくりセンターや総合支所が区民の意見を聴き、これを区政に反映する仕組みを強化します。
- デジタル技術の活用による業務の変革を推進し、区民の利便性の向上及び区政への区民参加の促進を図るとともに、デジタル化への対応が困難な区民その他の行政からの情報を受け取ることが困難な区民への必要な支援を行います。

### 3 計画の理念

本計画は平成25年9月に区議会で議決された「世田谷区基本構想」の九つのビジョン及び令和6年度からの世田谷区基本計画における基本方針「6つの計画の理念」を踏まえています。このうち「参加と協働を基盤とする」「地域・地区の特性を踏まえる」を本計画の理念とします。

#### 世田谷区基本計画（大綱）抜粋 2 基本方針（2）計画の理念

##### （1）参加と協働を基盤とする

- ・地域課題の多様化・複雑化などにより、行政だけの課題解決には限界があるなか、持続可能な社会の構築に向け、参加と協働による政策、施策の展開を区政運営の基盤とする。
- ・今般の危機的社会状況のなかで、現状を打破して持続可能な未来を確保していくため、わくわく感を創出して人や社会に幸福感や肯定感を生み出しながら、レジリエンスを高め、参加意欲を醸成し、さらなる参加と協働の促進に結びつける。
- ・区民を施策の対象として捉えるのではなく、自ら地域をつくり支える存在として位置づけ、主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげる。
- ・区内には事業所が多数存在し、民間企業や職能団体なども地域社会を構成する一員として大きな役割を担っていることから、事業者などへの働きかけを進め、区民・事業者との連携強化に努める。
- ・多様な出会いの機会・場を創出し、住民自治を充実させることを通して、区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで新たな価値創造を可能とする地域社会の実現を目指す。

##### （5）地域・地区の特性を踏まえる

- ・地域に密着したサービスや地域の実態に即した参加と協働のまちづくりを展開するため、世田谷を均質化して考えるのではなく、各地域や地区の人口構成や世帯構成、地域資源、課題などを十分考慮し、区民ニーズを的確に捉えて政策・施策を組み立てる。
- ・世田谷区地域行政推進条例及び地域行政推進計画と十分な整合を図る。

## 4 地域行政の基本となる考え方

自治の担い手として地域の課題解決に取り組む区民や団体が、多くの区政に参加する機会において、互いに協力して自治を進めることで一層の地域行政の深化・発展が図られることから、参加と協働の推進が引き続き重要です。

そのため、世田谷区独自の地域行政を推進するための地域行政制度の開始当初よりの課題への取組みを基本として、これに社会状況の変化に対応して地域防災力の向上を加え、本計画の施策体系に位置付けます。条例に掲げる基本方針及び本計画の理念の下で、各施策について取組みの具体化を図ります。

### (1) 地区・地域課題の解決

人口構成や世帯構成、地域資源、地勢、課題などの特徴は各地区や地域により異なることから、その実情に応じた取組みが必要となります。地区においては地区アセスメントを、地域においては（仮称）地域経営方針を区民参加により意見を伺いながら作成し、課題と対応の方向性を明らかにします。併せて課題の共有化を図り、自治の担い手である幅広い世代の区民の参加と協働による課題の解決を促進します。

### (2) 多様なコミュニティづくりと区民参加の推進

地域をつくり支える存在である区民や団体が自ら意見を述べ、情報を発信・共有するための新たなしくみづくりに向け、幅広い世代や多くの団体が地域の課題に主体的に向き合い、互いに協力して自治を進められるように支援します。

併せて、地域住民が継続して交流できる機会や場所を確保し、すべての人に「居場所と役割」があるまちづくりをめざし、住民同士の関係性を深めることで、お互いに支え合い、助け合える関係性の構築と地域コミュニティの醸成を図ります。

このため、コミュニティづくりや地域の課題へ対応に必要な、まちの特性や課題、まちづくり等に関する地区・地域情報の発信を強化します。

### (3) 地域福祉の展開（地域包括ケアの地区展開（包括的支援体制）の充実）

高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者等に対する医療、介護、住まい、生活等の支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの充実を図り、地域共生社会の実現をめざします。地区における四者連携（まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・地区社会福祉協議会事務局・児童館）を基盤に、共助による見守りネットワークづくりや身近なところで福祉の相談や手続きのできる環境の充実を図ります。併せて福祉に関する社会資源の開発と福祉のまちづくりにおける区民との協働を推進します。

#### (4) 地域防災力の向上

今後想定される首都直下型地震等の災害に対し、被害の拡大を防ぐために各地区において区民参加による防災塾等を開催し、地区防災計画に基づく防災訓練等の取組みを支援します。地区における住民同士の新たなつながりや関係性を深めることを通じて避難行動要支援者への支援の強化を図るとともに、地域住民による各学校の避難所運営の支援を強化します。

また、気候変動に起因する水害等の災害対策は、日常生活と切り離して考えるものではないことから、平常時から防災・減災の視点を意識し、日常生活と災害対策・環境対策を常に結び付け、地区・地域においても環境負荷低減につなげるという視点で取組みを進めます。

#### (5) 安全で魅力的な街づくり

世田谷区都市整備方針(地域整備方針)に基づき、道路や公園等の都市基盤の整備・更新、建築物の耐震化・不燃化の促進などに取り組み、地区・地域における特性や課題を踏まえ安全・安心の街づくりを推進します。そして、世田谷区街づくり条例のもと、多様な主体が共に理解しあい、協力しながら、区民一人ひとりが街づくりの担い手となる協働の街づくりを基本に、区民参加の手法を駆使しながら、区民主体の街づくりを進めます。

#### (6) 行政サービスの向上

くみん窓口や出張所窓口における繁忙期の混雑の解消にデジタル技術の活用等のDXにかかる取組みを進めるとともに、国が推進する自治体情報システムの標準化・共通化を機会に窓口サービスの改善を図ります。

まちづくり、防災、地域包括ケアの地区展開等に地区・地域の実態に即したデジタル技術の浸透を図り、取組みの効果を高めます。

#### (7) 地域行政の運営体制の充実

各地区のまちづくりセンターにおいて各種相談やICTを利用した手続きの適切な支援ができる体制を整備します。

地区アセスメントや(仮称)地域経営方針に示す、多様化する地区・地域の課題に対応できる体制を整備します。

地区・地域の公共施設の建物の状況に応じて必要な対応を図ります。

## 第4 地区・地域の実態に即したまちづくりの推進

地区・地域がその実態に即したまちづくりを推進するために、各地区では地区アセスメントを作成し、住民等との意見交換を通じて、地区の課題や取組み等を明らかにしています。また各地域では、地区を総括し、地区をまたがる地域の課題や取組み等を明らかにした（仮称）地域経営方針をタウンミーティング等により区民参加を得て策定していきます。

### 1 （仮称）地域経営方針

世田谷区地域行政推進条例において、総合支所は地域の行政拠点として、地域経営（総合支所の所管する業務の専門性を生かして、地域の実態を把握し、及び地域における社会資源を活用することにより、計画的に地域の課題の解決に当たること）を担うこととしています。各総合支所は、（仮称）地域経営方針を策定し、この方針に基づいて地域経営に当たります。本庁は、区政運営に係る計画を策定し、施策を立案する際には、地域行政制度の意義及び目的、並びに地域経営方針を踏まえ、地域の実態に即した計画又は施策となるよう、総合支所との協議その他必要な措置を講じます。

この計画(素案)では、現在各総合支所において(仮称)地域経営方針を策定中のため、各「地域の課題」を記載しています。

#### (1) 世田谷地域の課題

##### ① 世田谷地域概要

- ・区役所をはじめ、税務署・登記所・年金事務所等があり、行政上の中心
- ・大山街道や江戸時代の代官屋敷等が残る歴史を感じる地域
- ・区内5地域の中で人口が最も多く、人口密度も高い
- ・三軒茶屋や経堂などの商店街のにぎわい
- ・世田谷パブリックシアターや中央図書館、教育総合センター等、文化・芸術・教育に身近に触れられる

##### ② 世田谷地域の課題

- ・木造住宅密集地域も多く、市街地の不燃化や延焼遮断帯となる道路の整備
- ・みどり率が低いいため、農地の保全や、住宅建て替え時の緑化の推進
- ・三軒茶屋駅周辺におけるまちづくりの基本計画である三茶のミライや新たな産業活性化拠点(池尻)の取り組みを地域経済の発展となる賑わい・創出に波及
- ・健康増進・交流施設や民間・大学など地域の資源と連携した交流参加の促進

#### (2) 北沢地域の課題

##### ① 北沢地域概要

- ・小田急線、京王線、井の頭線の3線が通っており下北沢などの乗換駅は交通の要所となっている。
- ・梅ヶ丘駅周辺は「福祉のまちづくり」が展開され、「うめとぴあ」や「児童相談所」が開設され取組が進められている。

- ・下北沢駅周辺では小田急地下化に伴う上部空間を活用したまちづくりが進められている。きょうあい

- ・「せたがや梅まつり」や「下北沢音楽祭」など特色ある行事やイベントが行われている。

- ・「まもりやまテラス」や「さくら花見堂」など、学校跡地を活用したコミュニティづくりが進められている。

## ② 北沢地域の課題

- ・高齢化とともに高齢独居世帯が増加しており、孤立防止のための居場所の確保や、健康づくりなどの取組の強化

- ・子育ての悩みや不安に対し、子育て世代・多世代間での交流の機会の確保

- ・木造住宅密集地域が多いため、市街地の不燃化や延焼遮断帯となる道路の整備

- ・下北沢駅前広場整備、京王線連続立体化に伴う駅周辺のまちづくり等を通じた安全でにぎわいと活力のある市街地の形成

## (3) 玉川地域の課題

### ① 玉川地域概要

- ・区内5地域の中で東南部に位置し、面積は最も広く、人口は2番目に多い。

- ・いち早く区画整理が行われるなど住宅市街地として発展し道路率、みどり率ともに高く、ゆとりのある住環境の市街地が形成されている。

- ・国分寺崖線や等々力溪谷など緑豊かな自然環境に恵まれている。

- ・二子玉川駅周辺は再開発事業が進められ、広域的な商業店舗やオフィスが集積し、各商店街は地域コミュニティの場として機能している。

### ② 玉川地域の課題

- ・安全で災害に強いまちづくり

- 令和元年台風第19号を教訓として水害等から区民の生命、財産を守る。

- ・鉄道沿線の安全で活気のあるまちづくり

- 踏切などによる交通渋滞や地域の分断等の解消

- ・地域の魅力を高めるまちづくり

- 自然資源や歴史・文化資源の活用

- ・誰もが安心して住み続けられるまちづくり

- 子どもの居場所づくりや高齢者の交流促進、フレイル・認知症予防

## (4) 砧地域の課題

### ① 砧地域概要

- ・住宅地が広がる台地と、農地と住宅が混在する多摩川沿いの平地からなり、貴重な湧水や植物、樹林地を持つ国分寺崖線が広がるみどりとみずが豊かな地域

- ・大規模敷地の土地利用転換等により人口が増加の傾向

- ・ウルトラマン商店街をはじめ地域の特性に合った個性的な商店街

- ・地区ぐるみの祭りが定着し、住民相互の交流も活発に行われている

### ② 砧地域の課題

- ・地域の防災(震災、水害)意識の向上

- ・地域を支える道路ネットワークの整備・駅周辺のまちづくり

- ・子育て世代などすべての人への相談の機会提供と支援
- ・商店街におけるにぎわいと元気あふれる地域コミュニティの形成
- ・地域の資産や資源を継承・活用した地域特性あふれるまちづくり
- ・国分寺崖線や野川、仙川、多摩川などのみどりとみずの保全・創出
- ・自然を守り育成する良好な住環境
- ・みどりとみずが調和したまちづくり

## (5) 烏山地域の課題

### ① 烏山地域概要

- ・京王線の連立立体交差事業や都市計画道路の整備計画がある。
- ・祖師谷公園、蘆花恒春園、「SETAGAYA Qs-GARDEN(旧第一生命グラウンド)」  
「(仮)北烏山7丁目緑地(岩崎学生寮周辺の樹林地)」などの緑地が豊富。
- ・大規模な団地の建て替え予定がある。
- ・烏山寺町や世田谷文学館などの文化資産もある。

### ② 烏山地域の課題

- ・京王線連立事業、団地の建替え、街づくり計画の取り組み等による、安全・安心のまちづくり
- ・地域資源(緑地、文化等)を活かした取り組み
- ・賑わいのあるまちづくりによる地域力の向上
- ・自助、共助のコミュニティづくり
- ・子ども、障害者、高齢者等を見守るネットワークの深化
- ・「絆つながる地域包括協働体☆つなぐ烏山☆」の取り組み  
(福祉関係者をベースに街づくりの団体等も参加する烏山地域独自のつながり)

## 2 地区アセスメント

世田谷区地域行政推進条例において、まちづくりセンターは、区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点として、多様な相談及び手続きに対応する窓口を担うとともに、地区の実態に即した取組みの実施及びまちづくり支援を行うこととしています。各地区は、地域包括ケアの地区展開による四者連携にて地区アセスメントを実施しています。地区アセスメントについて住民と共有し、各地区では課題解決やまちづくりの取組みを進めます。

## 第5 計画期間中の施策の方向性や具体的な取組み

「第3の4 地域行政の基本となる考え方」に示す施策体系により、計画期間中の施策の方向性や具体的な取組みを以下に示し、着実な推進を図ります。

### <施策体系>

- 1 地区・地域課題の解決
  - (1) 地区の課題の把握と対応
    - ① 地区アセスメントに基づく地区課題への取組み
  - (2) 地域の課題の把握と対応
    - ① タウンミーティングの開催
    - ② (仮称)地域経営方針に基づく地域経営(地域課題への取組み)
- 2 多様なコミュニティづくりと区民参加の推進
  - (1) コミュニティづくりと情報の共有
    - ① 地区情報共有と地域参加の新たなしくみづくり
    - ② 転入者等への地区情報の発信
    - ③ 地区情報連絡会・地域交流会の開催
    - ④ 地区・地域での活動の場の確保
    - ⑤ 町会・自治会等への支援
  - (2) 区民参加による課題の解決
    - ① 地区情報共有と地域参加の新たなしくみづくり(再掲)
    - ② まちづくり活動団体による課題解決の支援
- 3 地域福祉の展開
  - (1) 地域包括ケアの地区展開の充実
    - ① 地区アセスメントに基づく地区課題への取組み(再掲)
  - (2) 福祉の相談窓口の充実
    - ① オンライン相談の検討・拡充
    - ② ICT利用手続き等の支援
- 4 地域防災力の向上
  - (1) 地区・地域防災の強化
    - ① 防災塾の開催
    - ② 地区防災計画に基づく取組みの支援
    - ③ 避難行動要支援者への支援強化
    - ④ 避難所運営組織への支援
- 5 安全で魅力的な街づくり
  - (1) 安全・安心の街づくり
    - ① 地区計画・地区街づくり計画の活用
    - ② 地先道路整備計画に基づく道路事業の推進
    - ③ 狭あい道路の拡幅整備や街づくり事業による広場整備等による木密地域解消
    - ④ 建築物の耐震化・不燃化のルールづくりや支援

- (2) 区民主体の街づくり
  - ① 街づくり協議会への助成や街づくり専門家の派遣制度を活用するなど区民主体の街づくりの推進
  - ② 計画策定や事業実施の際における参加と協働の街づくりの推進
- 6 行政サービスの向上
  - (1) 窓口の改善（繁忙期の混雑解消等）
  - (2) まちづくりセンターでのマイナンバーカードの一部の手続き
  - (3) オンライン相談の検討・拡充（再掲）
  - (4) ICT利用手続き等の支援（再掲）
- 7 地域行政の運営体制の充実
  - (1) 地区・地域の課題解決のための体制の整備
  - (2) 地区・地域の公共施設の建物の状況に応じた対応